○粕屋町介護保険サービス利用者負担助成金交付実施要綱

(平成 16 年 6 月 18 日要綱第 22 号)

改正 平成 17 年 6 月 9 日要綱第 12 号 平成 18 年 6 月 9 日要綱第 22 号 平成 21 年 5 月 29 日要綱第 17 号 平成 28 年 3 月 31 日要綱第 21 号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険に係るサービスを利用する低所得者で、特に 生計が困難である者に対し、その利用者負担額の一部を助成することにより、介護保険サービスの利用促進を図り、もって保健福祉の向上に資することを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 助成の対象者は、本町の被保険者であって、現に要介護認定又は要 支援認定を受けている者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 世帯全員の現年度(申請日の属する月が4月又は5月の場合であっては、前年度)市町村民税が非課税であること。
 - (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する保護を受けていない こと。
 - (3) 世帯の年間収入が1人世帯で、153万円以下とし、1人増えるごとに3 万円を加算した額以下であること。
 - (4) 市町村民税課税者に扶養されていないこと。
 - (5) 市町村民税課税者と生計を一にしていないこと。
 - (6) 活用できる資産を有しないこと。
 - (7) 納期が到来した介護保険料を完納していること。

(助成対象サービス)

- 第3条 助成の対象となるサービスの種類は、介護保険給付対象のすべての サービスとする。ただし、特別養護老人ホーム入所に対する軽減措置、社会 福祉法人による利用者負担の軽減が適用されたサービスは除くものとする。 (助成額)
- 第 4 条 助成額は、給付対象サービス費用に係る利用者負担額の 3 割とする。 (助成対象者の確認手続)
- 第5条 <u>この要綱に基づく助成を受けようとする者は、介護保険サービス利</u> 用者負担助成対象確認申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、町長に 申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。
 - (1) 市町村民税非課税世帯であることを証する書類
 - (2) その他町長が必要と認めるもの

(助成対象者の決定)

第6条 町長は、申請書を審査し、助成対象とすることの可否について決定 したときは、介護保険サービス利用者負担助成金交付(不交付)決定通知書 (様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(交付対象期間)

第7条 助成対象の決定を受けた者に係る助成金の交付対象期間は、申請日の属する月の初日(交付対象期間中に第5条の規定による申請を行った者については、当該交付対象期間満了月の翌月の初日)から翌年度(申請日の属する月が4月又は5月で、かつ交付対象期間中でない場合は、当該年度)の5月末日までとし、当該期間内に利用した介護保険サービスに係る利用者負担額について助成の対象とする。

(助成金交付申請)

- 第8条 助成の決定を受けた者で、助成金の交付を受けようとするときは、 介護保険サービス利用者負担助成金交付申請書(様式第3号)に利用者負担 金を支払ったことを証する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (届出義務)
- 第9条 助成の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 介護保険サービス利用者負担助成金交付資格喪失(住所等変更)届出書(様式 第4号)により町長に届け出なければならない。
 - (1) 第2条各号に掲げる対象者でなくなったとき。
 - (2) 氏名や住所等に変更があったとき。

(決定の取消し等)

- 第10条 町長は、助成決定の基礎となった書類等について、虚偽若しくは不 正の事実が発見された場合は、直ちに、当該事実が判明した日に遡って助成 決定の取消しを行うものとする。
- 2 町長は、第9条第1号及び前項の適用により、助成決定の取消しを行った場合は、当該対象者に対し、介護保険サービス利用者負担助成金交付取消通知書(様式第5号)をもって通知するものとする。

- 3 第1項の規定による助成決定の取消しを受けた者で、すでに助成を受けた助成金がある場合は、当該助成金を町長へ返還しなければならない。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年6月9日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月9日要綱第22号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月29日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日要綱第21号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

粕屋町介護保険サービス利用者負担助成対象確認申請書 [別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

粕屋町介護保険サービス利用者負担助成金交付(不交付)決定通知書 [別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

粕屋町介護保険サービス利用者負担助成金交付申請書 [別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

粕屋町介護保険サービス利用者負担助成金交付資格喪失(住所等変更)届出書 [別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

粕屋町介護保険サービス利用者負担助成金交付取消通知書 [別紙参照]